

市内介護サービス事業所等 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

高齢者施設等防犯対策強化事業補助金に係る協議について

日頃は、本市介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、国におきましては、28 年度補正予算により、「既存高齢者施設等の防犯対策事業」を新設し、これを受けまして、本市では、上記事業を実施する方向で検討を進めております。

つきましては、本事業の補助金交付を希望される事業者は、下記のとおり、協議書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 高齢者施設等防犯対策強化事業補助金の概要

(1) 趣旨

高齢者施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置、修繕など必要な安全対策に要する費用について補助を行うもの

(2) 対象事業

既存高齢者施設等の防犯対策を目的とした施設等の整備事業で、以下のものを施設等に整備するもの

- ・フェンス（境界を作り、人が容易に敷地内や建物に接近することを防ぐ効果があるもの。）
- ・110 番直結非常通報装置
- ・カメラ付きインターホン
- ・防犯カメラ
- ・人感センサー（人の出入りを感知するセンサー付ライト・人の出入りを感知しベルで音を鳴らすもの等）
- ・その他、これらと同様の防犯効果が見込まれるもの

(3) 対象事業所等種別

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設（併設を含む）、宿泊を伴うデイサービスセンター

(4) 補助基準額

1,800 千円/1 事業所 (総事業費の下限は 300 千円)

(5) 補助率

1/2

(6) 対象経費

先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生局長が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とします。)

ただし、別の負担 (補助) 金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含みます。

2 提出書類

(様式は NAGOYA かいごネットからダウンロードし、事業所ごとに提出してください。)

① 協議書 (別紙 1)

② 既存高齢者施設等の防犯策強化事業協議用シート (別紙 2)

③ 見積書の写し

④ 現況及び設置箇所が分かる平面図、位置図、写真等

⑤ 一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設 (複合型施設) においては、それぞれの事業所等の専有面積がわかる資料及び面積按分の根拠がわかる資料

※複合型施設における協議について

事業所ごとに補助を行うため、複合型施設においては、それぞれの補助対象事業所ごとに対象経費の実支出額を求めてください。

なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの事業所等の専有面積で按分することにより、事業所ごとの対象経費の実支出額を算出してください。(別添の面積按分シートを活用してください。)

3 提出期限

平成 28 年 11 月 1 日 (火) 17:00 期限厳守

4 提出方法

事業所等種別ごとに、下記の担当係に事前連絡のうえ、持参により協議書類を2部提出してください。

(2提出書類のうち「②既存高齢者施設等の防犯策強化事業協議用シート」については、メールでの送付もお願いします。アドレスは下記の書類提出先を参照してください。)

5 留意事項

- ①国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）を活用するものであるため、国の内示があった協議事案を補助対象とします。
- ②原則、28年度中に事業が完了するものを補助対象とします。（予算の繰越が認められた場合には、29年度中の事業執行が可能となります。）
- ③補助整備を希望しない場合は、回答不要です
- ④回答がない場合は「希望なし」とみなします。
- ⑤今回の整備補助は、本市の28年度補正予算が成立することが前提となります。
- ⑥今後の交付決定等に係るスケジュールは未定です。
- ⑦整備後に発生する電気代や保守点検費用などのランニングコストも十分に検討してください。
- ⑧借家の場合には、今後、工事を行うことについて建物所有者が承諾していることが分かる書類を提出していただきます。
- ⑨防犯カメラを設置する場合には、今後、適切な管理運営を行うため管理責任者や利用基準等を定めていただきます。
- ⑩110番非常通報装置を設置する場合には、愛知県警察本部の承諾が必要になります。
- ⑪老人福祉法に基づく届出がなされていない有料老人ホームは、届出が条件になりますのでご相談ください。

6 書類提出先

区分	担当係	電話番号・メールアドレス
特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 特定施設入居者生活介護	施設指定係	972-2539 a2539@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 老人短期入所施設 宿泊を伴うデイサービスセンター	居宅指定係	972-3487 a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護を除く)	指導係	972-3087 a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
養護老人ホーム 軽費老人ホーム	指導係	972-2592 a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※複合型施設の場合には、すべての事業所分をまとめて提出してください。